

＜月次報告様式＞

令和6年度 公文書開示（3月決定分）

[illegible]

[illegible]

11	R7. 1. 22	R7. 3. 13	火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇第〇号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調査書 4 現場見分調査書(1)（第1回） 5 現場見分調査書(2)（第1回） 6 現場見分調査書(1)（第2回） 7 現場見分調査書(2)（第2回） 8 現場見分調査書(3)（第2回） 9 現場見分調査書（第3回） 10 質問調査書【質問年月日・日時：令和6年10月24日16時20分から16時30分】 11 質問調査書【質問年月日・日時：令和6年10月24日16時40分から16時50分】 12 質問調査書（第1回）【質問年月日・日時：令和6年10月24日16時10分から16時20分】 13 質問調査書（第2回）【質問年月日・日時：令和6年10月25日11時10分から11時15分】 14 質問調査書【質問年月日・日時：令和6年10月25日9時30分から10時00分】 15 質問調査書【質問年月日・日時：令和6年10月25日10時25分から11時10分】 16 延焼状況等調査書 17 出火建物・避難状況等調査書 18 建物・収容物損害調査書【り災順位：①】 19 建物・収容物損害調査書【り災順位：②】 20 建物・収容物損害調査書【り災順位：③】 21 建物・収容物損害調査書【り災順位：④】 22 建物・収容物損害調査書【り災順位：⑤】 23 建物・収容物損害調査書【り災順位：⑥】 24 建物・収容物損害調査書【り災順位：⑦】 25 建物・収容物損害調査書【り災順位：⑧】 26 建物・収容物損害調査書【り災順位：⑫】 27 建物・収容物損害調査書【り災順位：⑬】 28 建物以外の損害調査書【り災順位：⑨】 29 建物以外の損害調査書【り災順位：⑩】 30 建物以外の損害調査書【り災順位：⑪】 31 死傷者調査書	238	●					●		●		●		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条4号) この情報は、公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
12	R7. 1. 29	R7. 3. 4	火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇第〇号）のうち、火災調査書	2	●					●			●		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課	
13	R7. 2. 3	R7. 3. 24	火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇第〇号）のうち、火災調査書	2	●					●			●		(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課	

14	R7. 2. 6	R7. 3. 4	火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇第〇号）のうち、火災調査書、図面及び写真	5		●											(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
15	R7. 2. 19	R7. 3. 19	火災調査書類（令和〇年〇月〇日〇第〇号）のうち、火災調査書及び出火原因判定書	9		●											(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課
16	R7. 2. 25	R7. 3. 24	火災調査書類（出火日時：〇年〇月〇日〇時〇分ごろ、火災番号：〇ー〇）のうち、火災調査書	2		●											(7条2号) この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 また、この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 (7条6号) この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	東京消防庁 予防部調査課

[illegible]

24	R7. 1. 9	R7. 3. 12	対象地：○（東京都○区○ー○ー○） 対象地における○届出						●									当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第4号に規定する犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため	東京消防庁 予防部危険 物課
25	R7. 2. 5	R7. 3. 18	○（東京都○区○ー○ー○）に係る、○○頃に申請した危険物貯蔵所完成検査申請書						●									当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第4号に規定する犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため	東京消防庁 予防部危険 物課
26	R7. 2. 5	R7. 3. 18	○（東京都○区○ー○ー○）に係る、○○頃に申請した危険物貯蔵所完成検査申請書						●									当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第4号に規定する犯罪の予防、その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなるため	東京消防庁 予防部危険 物課
27	R7. 2. 19	R7. 3. 11	○（東京都○区○ー○ー○）の少量危険物貯蔵届出書に係る下記文書 (1) 届出書の鑑 (2) タンク及び配管が記載された図面	9	●														東京消防庁 予防部危険 物課
28	R7. 2. 25	R7. 3. 11	○（東京都○区○ー○ー○）の少量危険物貯蔵取扱所に係る下記文書 (1) 構造設備明細書 (2) 油配管系統図	2	●														東京消防庁 予防部危険 物課
29	R7. 3. 19	R7. 3. 27	東京消防庁災害活動組織規程（昭和54年3月東京消防庁訓令第5号）	10	●														東京消防庁 企画調整部 企画課
30	R7. 1. 16	R7. 3. 6	1 消防活動総括表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び36号） 2 消防活動報告（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第37号）（○隊、○隊） 3 指揮活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第38号）（○隊） 4 小隊活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第39号）（○隊）	6		●					●							（7条2号） 特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁 警防部救助 課
31	R7. 1. 9	R7. 3. 7	1 消防活動総括表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び36号） 2 消防活動報告（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第37号） 3 指揮活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第38号） 4 小隊活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第39号） 5 小隊別活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第40号） 6 部署図（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第41号） 7 現場状況図（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第42号） 8 写真貼付表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第45号） 9 記録表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第46号）	54		●					●							（7条2号） 特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	東京消防庁 警防部救助 課

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]